

入札監理小委員会  
第588回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第588回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年6月2日（火）16：33～17：50

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○国土技術政策総合研究所等の管理・運營業務

○東京湾合同庁舎、東京税関芝浦出張所等の管理・運營業務

○インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負（総務省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、石田専門委員、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（国土技術政策総合研究所企画部）

企画部 野崎部長

施設課 田島課長

山谷課長補佐

（財務省東京税関総務部）

会計課 佐藤課長

日高課長補佐

長谷川営繕係長

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部）

消費者行政第二課 中川課長補佐

吉田係員

行徳係員

（事務局）

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第588回入札監理小委員会を開催します。

最初に、「国土技術政策総合研究所等の管理・運営業務」の実施状況について、企画部施設課田島課長より説明をお願いします。

○田島課長 国土技術政策総合研究所施設課長の田島と申します。どうぞよろしくお願います。また、本日はウェブ会議で失礼いたします。それでは、資料1に沿いまして、平成28年度から令和元年度の実施状況について説明させていただきます。

まず、1の事業概要等について説明します。本業務は、国土技術政策総合研究所（以下「国総研といいます）、それと国立研究開発法人の土木研究所及び建築研究所の本館並びに各実験施設の建物及び附帯設備の保全業務、警備業務、清掃業務を行うものです。

期間は、3業務とも平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間で、受託事業者は3業務とも共同事業体株式会社ダイケングループです。

契約金額は、税抜きで保全業務が12億7,500万円、警備業務が1億4,800万円、清掃業務が1億7,500万円でございます。

入札の状況ですが、各業務の応札者数は、保全業務で2者、警備業務で4者、清掃業務で4者ありまして、いずれも予定価格の範囲内で、適正な価格で落札されました。

事業の目的につきましては、概要で説明しましたので、割愛いたします。

ページをめくっていただきまして、選定の経緯につきましては、記載のとおり、第Ⅰ期は技術者の確保等が難しいことなどから競争性が低かったため、第Ⅱ期は競争性を高めるために保全業務、警備業務、清掃業務の3件に分割して発注しました。

次に、事業の質に関する評価について説明します。保全業務で確保されるべき質として、確実性と安全性及び環境への配慮について、発注仕様書のほうに規定しております。

達成状況につきましては、表に示したとおり、確実性と安全性の確保については、業務の不備に関わる不具合等は一度も発生しておりません。

また、3ページの環境への配慮については、温室効果ガスを2005年度比で3.8%の削減を目標に設定したところ、4か年平均で約41%の削減になっております。これは、東日本大震災以降の設備運転時間の見直しや、設備改修の削減効果もあることから、本業務による削減効果のみを抽出することは難しいのですが、削減目標を大きく上回っていることから、確保すべき質として設定された項目は達成されたものと評価できます。

また、4ページ、5ページを御覧ください。こちらのほうに記載の警備及び清掃業務につきましても、安全性、業務継続性の確保につきましては、業務に係わる事故や中断等は

一度も発生しておらず、不具合対応等も迅速に行いました。

その下のサービスレベルの評価について説明します。国総研等の各施設は、既に40年以上が経過していて、老朽化問題に直面しております。

次の6ページに直近2年間における国総研の旭地区の緊急対応案件を整理したグラフをつけておりますが、緊急対応の約60%が老朽化に伴うものとなっております。しかし、そのような状況の中、先ほども説明しましたが、管理の不備に起因する中断やけが、物損事故等は発生しておらず、法令違反等もありませんでした。

また、確実な業務の履行についても、各業務に定められた共通仕様書等に基づいて適切に履行され、履行状況も検査を通じて確認しており、実施状況は良好であったと評価しております。

次に、7ページを御覧ください。7ページの2の実施経費についての評価について説明いたします。市場化テスト期間における契約額の推移ですが、各業務のそれぞれにおいて、別の資料A-3というのがございますけれども、こちらのほうに記載しておりますが、市場化テスト前の事業のH23経費と年間当たりで比較してみますと、保全業務が約8.6%、警備業務が約21.6%、清掃業務では約90.2%増加しており、警備及び清掃業務において極端な増加が見られました。これは、業務内容について追加見直しを行ったことに加え、市場化テスト前の事業については低価格入札となっているためでありますので、比較対象としては適切ではないものです。そのため、市場化テストI期目と比較することになりますが、市場化テストI期目の事業は包括契約であり、またI期目は4年、II期目は5年と期間も異なります。このため、市場化テストI期目の事業の経費と今回の市場化テストII期目の各業務を合算した経費により年当たりの費用を算出して比較すると、3.1%のコストアップとなっております。

契約額で見た場合にはコストアップということになりますけれども、次に労務単価の推移を確認し、人件費の上昇について考慮します。国土交通省では今回のような業務について労務単価を公表しており、平成24年度から東京地区の価格推移を整理すると、下の表のとおりとなっております。

8ページ、次のページのほうで、平成24年度単価を100とした場合の労務費変動率をグラフ化しており、赤枠で示しているところ、平成28年度を見ますと、1.4%から28.7%の増加となっております。下の表に示すとおり、全体に占める保全、警備、清掃の価格構成を考慮した全体としての人件費の上昇率は109%となっております。

次に、契約額と労務費の推移から経済性評価について説明します。前に述べたとおり、実施経費は従来経費と比較して3.1%増加していますけれども、人件費の上昇などを考慮しますと、競争による経費抑制効果があったものと考えられます。Ⅰ期の実施経費に対して人件費上昇分を考慮して計算しますと、3.5%で約1,100万円の削減の達成となります。

続きまして、9ページの受託事業者の創意工夫について説明します。管理業務の包括的な質の確保に関する提案として、保全業務では、膨大な施設諸元を保守点検に併せて確認作業を行うことにより発注者の施設データベース構築を助けるとともに、情報を一元管理し、不具合箇所や緊急修繕履歴等を記録して設備の状態を把握し予防保全に努める提案があり、施設内の不具合箇所の迅速な補修や安全性の確保に寄与しました。

警備業務では、巡回時に反射ベストの着用の義務づけや、青色回転灯装備の自動車を使用するとの提案があり、巡回時の安全確保、犯罪等の抑止及び効率化に寄与しました。

清掃業務では、計画変更等発生時には臨機応変に対応するとの提案があり、イベント開催日や要人等の来訪日前には、来客の動線を踏まえて視察箇所及び通路等を丁寧に清掃して美観及び安全性の確保に寄与しました。

管理業務のコスト削減に関する提案としまして、保全業務では、最大契約電力以内に抑えるため、翌月の実験施設電力使用調査を行っています。また、日頃から電力設備のデマンド監視を行うとともに、最大契約電力に近づいたときには空調設備等の運転調整を行うことで最大契約電力を超えないように運用しています。

加えて、冷暖房期に室温・外気温等を詳細に収集・分析し、効率的な冷暖房の運転方法や運転時間の調整を行い、ガス使用量の削減に努めています。

次に、評価委員会等からの評価について説明します。市場化テストを実施するに当たり、外部の有識者で構成された旭・立原地区庁舎等アドバイザーを設置し、入札及び実施状況についてチェックを受ける仕組みを備えており、第Ⅱ期の内容について評価を頂きました。

実施状況について報告したところ、当該業務は、実施状況から、入札での競争性が確保され、サービスの質も求める水準を達成し、経費削減の面からも効果を上げていることから、良好な実施結果が得られたと判断できるため、終了プロセスに移行することが妥当であるという御意見を頂いております。

最後に、評価のまとめです。評価の総括としまして、従来の発注と同様の内容ですが、第Ⅱ期において業種ごとに分割したことにより競争性が発揮され、人件費の上昇を考えれ

ば、3.5%のコスト削減が図られたと評価しております。また、市場化テスト前はそれぞれの調達機関において発注していましたが、今回は業種ごとに代表機関を定め調達機関を包括する発注形態とすることにより、契約事務や支払事務が軽減され、調達事務の効率化も維持できているものと考えております。

履行内容にあつては、建築保全業務共通仕様書に基づく確実な履行とその確認がなされていることに加え、受託事業者の創意工夫が発揮され、老朽施設であるにもかかわらず、適切な実験・研究環境が維持されています。

以上、説明しましたとおり、本事業につきましては、市場化テストを終了する基準を満たしていると考えており、良好な実施結果が得られていることから、今後の事業におきましては、終了プロセスに移行した上で市場化テストを終了いたしまして、私どもの責任において行うこととさせていただきたいと考えております。

また、市場化テスト終了後におきましても、当監理小委員会において御指導いただきました公共サービスの質、入札手続等に関する事項を踏まえた上で、事業の質の向上とコストの削減を図る努力を続けてまいりたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明します。

○総務省 それでは、評価（案）につきまして、資料A-1に基づき御説明させていただきます。

まず、1、事業の概要等ですが、こちらは実施府省より説明がございましたので、詳細は割愛させていただきます。

次に、2、評価につきまして。評価の結論といたしましては、市場化テストを終了することが適切と考えます。

検討の内容につきましては、2ページ以降で御説明させていただきます。

2ページの（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、保全、警備、清掃の各業務におきまして、いずれも業務計画に従い適切に履行され、対応も的確に行われており、確保されるべき質におきましては、評価できるものと考えております。

また、4ページ目、民間事業者からの改善提案につきましても、3点挙げられておりまして、こちらもサービスの質の維持・向上に貢献しているものと評価しております。

次に、（3）実施経費についてです。本来は市場化テスト前の事業と比較をするべきとこ

ろですが、市場化テスト前の平成23年度事業におきまして、警備業務、清掃業務の二つがいずれも低価格入札となっており、比較対象として適切ではないと判断いたしました。また、市場化テストI期目の事業は包括契約であるため、それぞれの事業ごとの比較が難しいことから、市場化テストI期目の事業の経費と、市場化テストII期目である本事業の保全、警備、清掃業務を合算した経費と比較いたしました。その結果、実施経費は、I期目と比較いたしますと年平均3.1%増加しておりますが、人件費の上昇などを考慮いたしますと、年平均3.5%、金額にいたしまして1,111万円の削減を達成しており、一定の効果があつたものと評価しております。

5ページ目に参りまして、(5)評価のまとめでございます。確保されるべき質につきましては、全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者の改善提案につきましても、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。実施経費につきましても、3.5%削減されておまして、一定の効果があつたものと評価できます。

5ページ目、下、(6)今後の方針ですが、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」II.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもちまして市場化テストを終了することが適当であると考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○石田専門委員 資料1の7ページで、市場化テスト前の事業については低価格入札となっているため、比較対象として適当ではないということだったのですが、実際の落札率は幾らぐらいだったのかということと、その低価格になった理由というのは何だったのか、教えていただけますか。

○野崎部長 落札率が出ていまして、落札率が平成23年度で、警備が57.2%でございます。清掃のほうは80.09%でございます。これは結構低いのでございますけれども、この当時の2年の状況の中でかなり過当競争の状況があつたということが低価格入札の原因かと考えている次第でございます。

○石田専門委員 競争が働いてこれだけ低かつたけれども、これはよろしくないという。今は競争は、でも働いているんですね。そうですね。分かりました。

あともう1点、よろしいですか。人件費の上昇分を除くと、3.5%削減を達成しているということなんです、人件費の上昇が9.0%ということで、これが妥当なのかどうかと

というのはどのように分析されていらっしゃるのでしょうか。

○野崎部長 9%、109の伸びですね。9%の伸びというのは、全国の労務単価を系統的に調査しておりまして、毎年度単価を出しております。その単価に、この9%自体は、なおかつ警備とか清掃、保全という業務ごとの上昇率に今回の業務の構成比率を掛けまして、全体としての比率を出したということでございます。

○石田専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほか、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、御質問もないようですので、これまでとさせていただきます。古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 本件は、競争性も働いているので、終了ということで、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

(国土技術政策総合研究所退室)

(財務省東京税関総務部入室)

○事務局 続きまして、「東京港湾合同庁舎、東京税関芝浦出張所等の管理・運營業務」の実施状況について、東京税関総務部会計課佐藤課長より御説明をお願いします。

○佐藤課長 財務省東京税関の会計課長をしております佐藤と申します。本日はマスクをしたままで失礼させていただきます。よろしくようお願いいたします。

それでは、お手元の資料2-1に基づきまして、東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務の実施状況につきまして御説明させていただきます。

本件につきましては、平成22年7月6日の閣議決定により市場化テストの対象となったもので、今年度で2期目、通算10年目を迎えております。

まず、事業の概要についてですが、本委託業務は、東京税関のほか6官庁が入居しております東京港湾合同庁舎、東京税関の単独庁舎である芝浦庁舎、大井出張所、晴海庁舎、青海コンテナ検査センター及び城南島コンテナ検査センターの6庁舎における各種業務を一括して契約しているものでございます。契約金額は、5年で税抜き10億1,500万円となっております。



それでは最初に、対象公共サービスの実施内容に関する状況及び評価について御説明させていただきます。

資料2 ページ、1. 管理・運營業務の質としましては、快適性の確保、品質の確保、安全性の確保の3項目を設定してございます。

まず、(1) 快適性の確保について説明いたします。本事業の快適性に係る調査として、年1回、4か年にわたりまして、対象である6庁舎に勤務する職員の10%に対してアンケート調査を実施いたしました。アンケートについては、1期目の市場化において、5%の職員を対象に、「満足」、「ほぼ満足」の合計で70%以上を目標といたしましたが、達成できなかったため、市場化テストが継続となった経緯がございます。そのため、本件2期目のアンケートの実施要項を作成するに当たりまして、委員の先生方から御助言を頂戴しながら、アンケートの対象を職員の10%に増やしまして、また指標についても「不満」、「やや不満」の合計で20%以下という形に改めさせていただきました。アンケートの結果につきましては、資料2 ページに記載しておりますとおり、「不満」、「やや不満」を合わせた不満足度は約3%から6%程度でありまして、「普通」以上の回答も平成28年度から増加しております。したがって、快適性の確保は達成できたと考えております。

なお、アンケートの設問内容は資料14 ページ、回答結果の詳細は資料15 ページに記載しております。

また、続けさせていただきますが、(2) 品質の確保、(3) 安全性の確保の2項目につきましては、2期目の期間中において、管理・運營業務の不備に起因する執務の中断あるいは施設の利用者のけがの発生といったことは一度もございませんでした。したがって、品質、安全性ともに確保されていると考えております。

次に、2. 各業務において確保すべき水準について説明をさせていただきます。確保すべき水準とは、仕様書で示した業務が適切に実施できているかということだと考えております。資料3 ページから8 ページにかけまして詳細は記載しております。ただ、個々の詳細な説明はこの場では割愛させていただきますが、6庁舎における運転監視業務、エネルギー管理業務、点検等及び保守業務、清掃業務、警備業務、そして植栽管理業務、これらの各業務においては、確実かつ適切に業務が実施され、確保すべき水準以上の業務がなされていると考えております。

続きまして、資料8 ページ、3. 創意工夫の発揮可能性について説明をさせていただきます。この項目につきましては、業務全般の質の向上やコスト削減等の観点で事業者から

なされた提案を記載しております。

資料8ページの(1)管理業務の実施全般に対する提案及び9ページの(2)従来の実施方法に対する改善提案に記載のとおり、ポイント支援システムを導入して遠方監視業務の品質向上を図ったり、事業者提案の機器を導入し業務効率を向上させたりするなど、各業務において質の向上が図られております。

また、資料9ページから10ページの(3)管理業務に関するコスト低減に関する提案では、通信回線を利用したデータ収集手法を導入しまして、これにより得られたデータを分析することで、あくまでも推計値ですが、1期目の平成23年度から今年度までの累計で、市場化テスト前と比較してCO<sub>2</sub>排出量約367トンの削減、コストでは年間約1,300万円超の削減効果がありました。

以上のことから、2期目においては、業務内容の質の向上、運營業務の改善、そしてコストの削減が図られたと考えております。

続いて、本事業における実施経費に関する状況及び評価について説明いたします。資料11ページに記載したとおり、実施経費は、本事業実施前の平成22年度と比較しまして約2,500万円増加しております。こちらについては、2期目に対象の庁舎及び業務が追加となっていることから、表のとおり、追加業務を控除いたしますと、年間約676万円程度、約3.8%の増加となっております。

しかしながら、毎年度国交省より公表される保全業務労務単価を参考に18ページに記載した保全業務単価比較のとおり比較を行いますと、労務単価の平均上昇率は、平成22年度に対し平成28年度は約7.75%の上昇、平成31年度は約15.68%の上昇となっております。したがって、実施経費は増加しておりますか、その増加率は、労務単価の上昇率よりも低水準であるため、人件費の高騰部分を加味すると、実際の経費は削減されていると考えております。また、従来は6庁舎合計87件もありました契約を一本化したことによりまして、契約業務に係る事務負担を大幅に削減することができました。これも重要なポイントと考えております。

資料12ページとなりますが、以上、今まで申し上げたことを踏まえて評価いたしますと、本事業を実施し、複数業務を一括して複数年契約したことにより、ランニングコストを含めた経費の削減や契約事務の大幅な削減が図られたと考えております。また、アンケート結果からも分かるのとおり、快適性の確保についてもよい結果が得られていると考えております。

なお、競争性の確保についてですが、東京税関としては、仕様書に対する意見招請等の実施及び公告期間の適切な確保など、競争性の確保に努めてきたところではありますが、本件1期目は複数者の入札があったものの、2期目については1者応札となりました。そのため、この対策として、対象施設の分割や対象業務の分割についても検討いたしました。

資料2-2のほうですが、2ページ目の中段、(3)対象施設の分割についても記載しておりますが、本件契約は、東京港湾合同庁舎に係る経費が約90%と契約の大部分を占めていることから、対象施設を分割するメリットに乏しく、また対象施設は比較的近距離にありまして、地理的な制約も発生しておりませんので、対象施設を分割して契約する必要性は乏しいと考えております。

また、業務の分割ということについては、東京港湾合同庁舎が東京税関の本関でございまして、輸出入貨物の通関等で使用する各種システム等が多数あります。さらに、海上保安庁、検疫など、各種申請等で多くの一般来庁者が訪れる施設であるとともに、税関や海上保安庁が輸出入貨物の通関手続等や海難事故等に備え、24時間開庁しております。加えて、税関、検疫所、植物防疫所においては、各種分析・検査等に必要となる薬品やガス等も取り扱っております。そういった東京港湾合同庁舎が特殊な施設であるということを踏まえますと、庁舎に何らかの異常が発生した場合は、本事業に係る各業務員が連携して、迅速かつ適切な対応を取ることが不可欠と考えております。

実際、先に提出した資料にも記載してありますが、我々が事業者に対して行ったヒアリングでも、各者から、要件緩和、施設や業務の分割については不要であるという回答を受けておりまして、客観的に見ても、その必要性は乏しいと言えると考えております。

なお、提出した資料には2者分のヒアリングの内容を記載していますが、実際は4者から聴き取りを行っております。ただ、重複したところは割愛させていただいております。

以上申し上げましたとおり、本事業に対するこれまでの取組によりまして、光熱水費等経費の削減や業務の品質向上、さらには契約事務の大幅な削減などが図られてきたところではありますが、同じ枠組みの中で今後これ以上の改善を図ることは困難と考えております。したがって、今期で市場化テストを終了し、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックを頂いてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項、それらを踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、東京税関の責任において、コストの削減、公共サービスの質の向上等を図るための努力をしてまいりたいと考えております。

東京税関からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明します。

○総務省 それでは、総務省評価（案）について説明いたします。

1 ページ目、事業の概要等ですが、ただいま税関から説明がありましたので、割愛させていただきます。

2 の評価ですが、終了プロセスに移行することが適当と考えております。

以下、内容について申し上げます。2 ページ目の表を御覧ください。確保されるべき質の達成状況ですが、(1) のアンケート結果、(2)、(3) 各項目について、各年度において目標を達成しております。

3 ページ目の民間事業者からの改善提案ですが、表のとおり、数件の提案がなされ、業務の効率化が図られております。

(3) の経費ですが、従来経費と今期の実施経費を比較すると14.1%の増加となっておりますが、市場化テスト前から追加された業務分を控除しますと3.8%の増加となっておりますが、国の定める建設保全業務労務単価等に基づいて算出した人件費を比較しますと約11.7%の上昇が認められることから、実質的には経費が削減されていると評価できると思います。

5 ページ、(4) の競争性改善のための取組についてですが、1 期及び2 期を通して、多くの取組を実施しております。

6 ページ目、(5) の業務の特殊性等ですが、1 点目の分割契約ですが、合同庁舎が専有する施設規模や実施経費が大きい状況である一方、合同庁舎以外の施設は小規模であり、契約を分割しても削減効果及び事務の効率化は期待できないと思料します。また、税関は24時間窓口を開庁していることや、検疫所、防疫所などの各種薬品やガスなどを取り扱っているため、設備等に異常が起きた場合には、常駐する保守員等による一時対応が即時実施され、設備の早期復旧に寄与され、税関業務等の継続が可能となる体制が現状ではできている状況であります。

また、2 点目の入札説明会に参加し応札しなかった事業者へのヒアリングの結果ですが、人件費が高騰している関係から人材確保が難しい状況であり、新規参入に当たり一定の人材が確保できている状況で参加を検討しなければならず、落札できなかった際の損失を考慮すると、入札に消極的な事業者が多いと考えられることから、これ以上の参入拡大のた

めの対応は困難な状況であると分析しております。

(6) 評価のまとめですが、前述のとおり、各項目の目標などは達成できていると評価できる一方、1者応札となり、競争性に課題が認められ、(4) 競争性改善のための取組に記載のとおり取組を実施したものの、(5) 業務の特殊性等に記載のとおり市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないものと認められます。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反等ありませんでした。また、今後は、財務省本省に設置されている外部有識者で構成される財務省入札等監視委員会において、事業の実施状況のチェックを受けることが予定されております。

(7) 今後の方針ですが、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、(6) 評価のまとめのとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善は見込めないものと認められます。

以上のことから、本事業については、指針Ⅱ. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと思っております。

以上です。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。石田先生、お願いします。

○石田専門委員 競争性が働かなかった理由、応札しなかった主な理由が、「人材不足が慢性化しており」ということなんですが、ヒアリングをされたときと、それから今現在の状況は大分新型コロナウイルスの感染拡大で違っているように思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○佐藤課長 そういったこともありますので、今年5月末に改めてヒアリングを行っております。その際も回答は変わっておりません。この業界の高齢化というのもありまして、資格を持っている人間の人材不足というものは、コロナ云々ではなく、恒常的に続いている点もございますので、人材不足というところは変わっていないというところがございます。

○石田専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲生副主査 稲生ですが、追加して質問、よろしいでしょうか。今の石田先生と同じ質問なんですけれども、ちょっと気になっているのが、東京税関総務部会計課のペーパーで言うと、資料2-2と、それから資料B-4でございます。それで、資料B-4から先に

言うと、要はヒアリングをしたということで、2月18日の資料が、2つの会社にお聴きになっていて、それは大いに結構なんですけれども、さっきおっしゃった点、これを書面で残していただけないかということなんです。ですので、要は状況に変化はない、すなわち特に高度な技能を要求されるようなサービスを提供しなくてはならないということですが、それはよく分かっておりますので、5月末時点の情報を一応書面に残せないかということです。それは資料B-4でも言えますし、それから資料2-2で申し上げますと、2枚目というのでしょうか、(5)の社会的状況というところでございまして、要はこの2行目辺りから、先ほどの議論、「人材不足が慢性化しており」というところで、「オリンピック・パラリンピックを控えた昨今は」とあるわけでございまして、しかしながらオリンピック・パラリンピックは実はもう来年に延びているというのがありまして、若干その文章を見る限りでは、ちょっとその情報的にさらにアップデートいただいたほうが、より後から見て正確を期したほうがいいのかなという点がありますので、可能であれば御検討をお願いしたいというところでございます。

以上です。

○佐藤課長 かしこまりました。全くおっしゃるとおりだと思います。この点につきましては、書面に残すようにいたします。

○稲生副主査 よろしくお願いたします。

○石村専門委員 すみません、ちょっと重なってしまうんですけども、これは、規模が大きいということで、代表企業はアズビルという形で1者受注。ただ、説明参加者数から10者あるということで、興味はあるのだろうなど。都心でもあるし。ただ、分割するために、場所で分割したらと考えたら、6ページに説明があるとおり、要は合同庁舎が9割で、ほとんどそこに経費がかかっているもので、場所で分割できないという御説明ですよね。あとは、ではもう一般的には、残りは警備と清掃、その他の保全という形に、大枠を3つに分けてやるということになるのですけれども、B-4の資料には、一応確認されてはいるのだけれども、一言で何か人材確保が困難という形で理由が書かれているので、本当にそうなのかなと思ったんですけども、本当にこれは業務を分けられないんですか。

○佐藤課長 先ほども申し上げましたし、委員の方もおっしゃられるとおり、9割が東京税関本関になっておりますので、それを分けることのメリットと考えますと、それに対しては乏しいと考えております。また、分割していないことが参入の障害になっているとい

う意見は聴かれておりませんので、その点についての必要性も乏しいのかなど。一方、まとめたことによるメリットというのはかなり出ておりますので、我々としてはこのまままとめた形でいきたいと考えているところでございます。

○石村専門委員 分かりました。ただ、いま一度、もう市場化テストは終了という形でも、説明会に来られて、例えばオリンピックのために人材確保が困難という形の理由が非常に大きな理由になっているんです。ということは、裏返しにすれば、オリンピックが終わったら、逆に仕事が欲しいという状況になるのではないかと。そのときに本当に今言った業務の分割というのはポイントになっていないかというのは、ちょっと実は私は疑問に思っています。それはなぜかという、ほかの事業で、分割したことによって競争者が出てきて、競争入札が可能になったという事業が実際にあるので、そういうことを考えると、一応オリンピックが終わった後、説明会に来た企業に再度質問を投げかけて、なぜ入札しなかったのかというのをもう一度確認していただけないでしょうか。

○佐藤課長 かしこまりました。我々も、入札等監視委員会で1者入札がありますと、そこは厳しく追及されますので、もちろん1者入札にならないように、できる努力は全てしていきたいと思えます。ですから、次期の調達に当たりましても、何とか複数が入れるように、それぞれの業者にいろいろ聴きながら、工夫できるところは工夫しつつやしていきたいと考えております。

○石村専門委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○事務局 それでは、質問もないようですので、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 まず、5月末のヒアリングの件なのですけれども、この点については補充していただくということよろしいでしょうか。

○佐藤課長 はい、書面にさせていただきます。

○古笛主査 では、事務局を通して各委員のほうに御報告を頂けたらと思います。

あと、競争性の確保の点で問題はあるのですけれども、引き続き東京税関のほうで御努力いただくということで、今回の件につきましては、事業を終了という方向で、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(財務省東京税関総務部退室)

(総務省総合通信基盤局電気通信事業部入室)

○事務局 続きまして、総務省の「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負」の実施状況について、総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課中川補佐より説明をお願いします。

○中川課長補佐 よろしく願いいたします。では、中川から説明させていただきます。

我々の請負業務でございますが、インターネット上の権利侵害情報が流通している状況を踏まえまして、一般のインターネット利用者からの相談、主に「情報を消したいのだが、どうすればいいか」というような相談を受け付けまして、これに対するアドバイス等を行っているという業務でございます。その他、普及啓発なども行っております。

契約期間、受託事業者、契約金額等はペーパーのとおりでございます。

続きまして、達成状況及び評価について御説明させていただきます。2ページ目を御覧いただけますでしょうか。まず、1の請負業務の適正かつ確実な履行の(1)業務処理体制でございます。こちらは、相談センターでは、全体を統括するセンター長1名を置きまして、相談員4名を配置し、副センター長も置きまして、その他、法務アドバイザー2名を確保し、進めていただいております。

次に、(2)管理体制についてでございます。3ページ目に移りまして、まずコンプライアンス・セキュリティ管理につきましては、マニュアルを策定しておりまして、こちらは、相談の内容上、かなり機微情報を取り扱います。自分の情報がもう漏れてしまったとか、自分のプライバシー情報がいろいろ書き込まれている、さらには性的な画像等もインターネット上に拡散してしまっているというようなセンシティブな情報を扱うところでございますので、こちらはマニュアルに沿って情報の閲覧制限等を行いながら管理を行っているところでございます。

また、相談の業務の管理でございますけれども、センター長統括の下で、相談内容については副センター長が逐一相談内容を確認し、担当方針等を決定する形で進めております。また、先ほど申し上げました顧問弁護士の法務アドバイザー2名に随時問合せを行うことにより、質の高い相談を実施しております。

続きまして、4ページ目を御覧いただければと思います。研修体制、(3)に移ります。こちらは、AからDの研修がございますけれども、合計で平成30年度は5回、令和元年度には7回研修を実施しております。特に新人の相談員については手厚く研修を行ってお



りまして、平成30年度は11回、令和元年度は、新人の方が少なかったということもありますが、3回実施しております。

続きまして、5ページ目に移りたいと思っております。ここで要求水準について御説明いたします。我々が相談センターに要求する水準としては、年に2度アンケート調査を実施することとしておりまして、この中でのアンケートの評価が「よい」、「ややよい」といったような評価が80%以上であることを求めています。こちらは、平成30年度、令和元年度、全ての項目につきましていずれも80%以上を達成しており、高い要求水準を満たしていると考えてございます。

続きまして、5ページ目の下の表及び6ページ目について、経費の比較について御説明させていただきます。平成30年度の経費は、市場化テスト実施前の平成23年度と比較いたしますと、金額としては増加しております。この理由としては、表に書いてありますとおり、相談件数というものが当初から約4倍程度に増えておりまして、こちらの相談件数に対応するため、平成27年度以降は相談員を増員することとして我々のほうで経費を設定しておりました。

さらに、近年、インターネットの多様なサービスが広がってきた影響で、非常に相談内容が複雑化しており、相談対応に係る作業も増加していると聞いております。特に、海外でのサービスというものが主流になってきたため、英語を使って作業することもございまして、こういったことでかなり1業務当たりの手間が増えていると聞いております。

さらに個別に説明しますと、AVの動画像が広がってしまうとか、あるいは破産した情報が広がってしまうとか、いろいろな個別の案件が非常に最近多くなっておりまして、逐一そういった専門的な知識を要する対応が増えてございます。

さらに、平成30年度からは特に青少年のネットの被害というものを重視しておりまして、こちらに迅速に対応するために、明示的に仕様書を変更しまして、業務を追加したところでございます。こういったところで経費自体が増えているところでございますが、先ほど御説明したとおり、相談件数自体は約4倍に増えておりますので、一概には比較できませんが、単純に件数当たりで割ると、平成23年度に比べますと、かなり1件当たりの金額は平成23年度の1万9,846円から、平成30年度は8,272円と大幅に低下しておりまして、この観点からも効率的な相談業務が行われていると評価してございます。

次に、7ページ目に移らせていただきます。こちらは入札状況の御説明です。直近の入札状況は残念ながら結果として1者の応札となってしまったところではございますが、以

前より有望な入札の見込みがある事業者には声かけを行いまして、その間に入札に前向きな姿勢を示す業者もございました。ただ、ちょっと事後的にヒアリングをしたところ、「積算してみたところ、採算ベースに乗せることが困難と判断したため、最終的には応札しなかった」というようなヒアリングも受けておりまして、こういった声も踏まえながら今後の改善策は検討してまいりたいと思っております。

評価につきましては、結果的に直近の入札は1者のみが参加することになってしまいましたが、この応札した事業者に対してもヒアリングを行ったところ、ライバルといえますか、ほかの入札の意向を示している事業者の存在というものを認識していたということが分かっておりまして、この点から、一応競争性は一定程度確保されていたのかなと評価できると思っております。

その他、民間事業者から適宜改善提案等も頂いておりまして、例えば、ほかの相談案件を担当している事業者とか団体と意見交換・ヒアリング等を自主的に行いまして、より積極的・効率的な相談業務を行っていただいているところでございます。

7ページ目の下のほうの全体的な評価というところに移りたいと思います。若干細かい数値を説明させていただきますと、相談1件につき対応を要した平均日数、平均回答時間と書いてございますが、こちらは2.78日となっております、平成27年からの前回の契約期間と比較しますと、2.88日から若干ではございますが、短縮につながっております。また、アンケートでは先ほど述べたとおり、全ての項目について要求水準を満たしてございます。

次のページ、8ページ目を御覧ください。経費につきましても、御説明のとおり、1件当たりの経費は大幅に低下してございます。

その他、普及啓発業務についてもございますが、例えば法務省とか、あるいは学校関係といった様々な方々からセミナーを開催してほしいという要望を受けておりまして、かなり多くのセミナーを行っております。

また、相談業務を第三者観点から評価するために、推進協議会と呼ばれるボードを設定しておりまして、様々な有識者の先生方に半年に1回業務状況を報告し、フィードバックを頂くというような観点から、随時業務の見直しを図ってございます。

8ページ目の下のほう、今後の事業でございますが、これまで御説明させていただいたとおりですが、事業のチェックを受ける仕組みが整っていたり、あるいは1者入札ではございますが、競争性は確保されていたと考えている点、さらに、次のページへ行きますが、

コストについても、その経費は節減されていると考えておりますので、最後の行になりますが、本事業は適切に運営されたものと評価しておりますので、今後は、市場化テストを、我々は3期目でございますので、本スキームから離れますが、今まで培ってきたいろいろな観点を踏まえながら、終了プロセスを選択して、引き続き効率的な業務に次回も続けていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省から説明します。

○総務省 それでは、資料のC-1を御覧ください。

事業概要については、総務省消費者行政第二課から説明があったため、省略させていただきます。

選定の経緯についてですが、こちらは、行政事業レビューの所見を踏まえ、平成22年に基本方針において選定されたものとなります。これまでの評価についてですが、市場化テスト1期目で複数応札となり、それまでの社団法人から民間事業者へ入れ替わり、同事業の評価において新プロセスに移行したものとなります。第2期、第3期とも、株式会社メディア開発総研の1者応札が継続している状況です。

評価についてですが、終了することが適当と考えます。

2ページを御覧ください。確保されるべき質については、4ページにかけて記載しておりますとおり、(1)業務処理体制、(2)管理体制、(3)研修体制、大きな2、要求水準と、全て達成されている状況でございます。

続きまして、民間事業者からの改善提案についてですが、法務局やインターネット・ホットラインセンター等との協力体制を構築することで、連携した対応が可能となったこと。また、社会情勢を踏まえた集計方法へ見直し分析を可能とするなど、評価できるものと考えます。

次に、4ページ下段にございます実施経費についてですが、記載のとおり、本業務については、導入前と比べ38.8%、年平均1,204万円増加しております。これは、本業務が人件費を主体としておりまして、相談件数の増加、対象業務が増えていること、リベンジポルノ法など、相談内容が複雑化、高度化していることで作業が増えたことが要因と考えられます。加えまして、関係団体、学校等へのセミナー回数が増加していることも同様要因かと考えます。

先ほど総務省消費者行政第二課の実施状況報告の説明にございましたとおり、1件当たりの経費につきましては1万9,846円から8,364円へ減少しており、回答までの平均日数についても同様、総じて短縮されている傾向があることから、質の確保をしながらも労働生産性は向上しているものと考えられます。

5ページ目から6ページにありますように、競争性改善のための取組については、複数年度化、総合評価の導入、公告期間、引継期間の延長等、一通り取り組んでいるものと考えます。

また、(5)新プロセス移行後の状況については、非応札者へヒアリングしたところ、実施経費を公開していることから、こちらを基に事業を見込んで応札に至らなかったということから、潜在的には競争性が働いていたものと考えられます。

最後に6ページ目、(6)評価のまとめ、(7)今後の方針についてですが、先ほど申しましたとおり、設定された質、民間事業者の提案は達成されているものの、競争性の確保及び実施経費の点については課題が認められます。

本事業において、良好な実施結果を得られたと評価することは困難ではあります。一方、新プロセス移行時に市場化テスト終了の基準を満たしたものの、先ほど申しました新プロセス移行後の状況に記載のとおり、1者応札ではあったが、実質的に競争性はあったものと考えます。そのため、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することにしたいと考えます。

以上です。御審議、よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○石田専門委員 今、要求水準ということでアンケート調査をされているということで、別紙2参照ということだったのですけれども、私はちょっと別紙2、自己チェック資料というのが、資料3-2と資料C-4はあるのですけれども、このアンケート調査についてはちょっと見当たらないので、もう一度、もう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○中川課長補佐 利用者アンケートについて、では口頭で説明させていただきます。

アンケートはどのようなものかといいますと、相談が終わった後に相談者の方に「今回の相談はどうでしたか」というようなフィードバックをもらうようなものになっておりまして、主に3点の評価を頂いております。まず1つ目は、相談者の対応の親切さ、丁寧さは

いかがですかというもの。これを5段階評価で頂いております。次に、相談内容について、回答の早さが適切でしたかというような質問を設定しております。これも5段階評価でございます。最後に、相談内容について、回答は分かりやすいものでしたかというようなものも用意しております。この3つの項目から、5段階評価のうち「よい」、「ややよい」、「普通」を選んでいただいた方の数値が全て80%以上だったということでございまして、もう少し詳細に説明しますと、90%も超えている項目がほとんどでございまして、極めて良好なアンケート結果だったかなと思っております。

ただ、ちょっと私も実際のアンケートの相談センターの担当員からフィードバックを得たところによると、相談を受けた、例えばインターネットに自分の情報を書き込まれてしまったという相談があって、必ずしも解決しない場合が一定数ございます。そうなったときに、少し八つ当たりの的といいますか、結局解決しなかったではないかということで「悪い」という評価を頂いてしまうことは若干あるのですけれども、ただ、おおむね、解決しなくても「回答自体は丁寧だったです」とか、「回答自体は分かりやすかった」、「ただ、解決しなかったので、ちょっと不満です」というようなフィードバックを得ることはありますが、基本的には極めて高いアンケートのフィードバックを頂いているものと認識しております。

以上でございます。

○石田専門委員 ありがとうございます。この「総務省が別に定める実施方法により」というところの実施方法というのは、結局何件取ってきて90%、80%以上だったのでしょうか。それと、実施方法というのは、相談者がどうでしたかと聞くのではないですかね。何か、後でメールか何かで聞くのでしょうか。

○中川課長補佐 事後的に、ペーパーをお送りいたしまして、それを機械的にというか、丸をつけていただくというか、そういう選んでいただく形で回答を頂いております。件数については合計で101件のフィードバックを頂いております。

すみません。以上でございます。

○石田専門委員 すみません。相当件数が多いので、101件ということは、9月と3月のある1日の相談日を何か設定して、その人たちに出すということなんですか。というか、回収率みたいなものをちょっと知りたいなと思っております。

○中川課長補佐 ちょっと回収率は、すみません、やはり手元にないんですが、タイミン  
グにつきましては一定のタイミング、9月と3月にそれぞれ集中的に、この間に受け付け

た相談について、事後的にメールで相談の対応を相談終了した方にお送りしているというようになってございます。

以上です。

○石田専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 ただいまアンケートのデータを、メールのほうで皆様にお送りしています。メールで御確認できるのだったら、そちらを見ていただければと思います。

○稲生副主査 結論的には終了ということで、残念ですけれども、やむを得ないかなと考えております。

それで、一方で、今回は1者応札ということで、3回にわたってメディア開発総研が続いておりまして、それで要は、業務自体は非常に重要で、インターネット上の有害情報の問題というのは大変センシティブで重要な問題だと思っております、もう少し裾野が広がるといいなと思うんですけれども、総務省消費者行政第二課のほうではこういった形で、広報と言うとおかしいんですが、事業者を増やすような努力をしたのかということ、最後であれなんです、もう一度総括的にお聞かせ願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○中川課長補佐 やはり、ちょっと狭い業界でございまして、もともと結構ニッチだというのが非常に弱点だと考えておりました。ただ、ニッチな中で、我々もこの事業者だったらいけるだろうという見込みがあったものですから、例えばですけれども、メディア開発総研もいわゆるコンサル業がメインですし、あとはほかの情報通信に強いコンサル業の方にはいろいろお声かけをしたりとか、あるいはもうちょっと事業者との関わりが強い業界団体とかに声をかけたりとか、あとは、ちょっと外れるのですけれども、コールセンター業、そもそも情報通信に限らずコールセンター業を専門にしている方にも少し打診してみました。ただ、後者は専門的な知見がないのでということでなかなか難しく、結局狭い世界で詳しい会社の方とかにお願いせざるを得ない中で、残念ながらちょっと3期連続で入札が続いているという状況だったと総括しております。

以上でございます。

○稲生副主査 ありがとうございます。そういう意味で、何というのでしょうかね、いわゆるコンサル系統とか、シンクタンクとか、公共部門で強いところを中心にお声かけになっているところはいいんですけれども、これは今後の課題で結構なんです、このような非常にセンシティブで、一人一人の被害を受けた方を救済するというのはすごく大事なこ

とだと思うので、その前提となる事業ですので、むしろNPOとか、そういったところと連携できるようなシンクタンクと言うと変なんですけれども、そこら辺も今後ぜひ御検討いただいて、多分、これだけ問題が社会的にクローズアップされている時代ですから、多分裾野はもうちょっとあるのではないかなと思っています。ただ、コールセンター業務とさっきおっしゃったように、電話で実際に対応するとか、あるいはそれをどう効率的にやるのかという部分もありますから、上手にコンソーシアムを、正直言って金額が非常に抑えられているので厳しい部分はあるのですけれども、何かもうちょっと公益的な団体をうまく巻き込んで事業を今後もぜひ展開いただきたいなと思います。

これはコメントであります。よろしく願いいたします。

○中川課長補佐 ありがとうございます。本当にこの事業の重要性というのは総務省としても非常に強く考えておりまして、おっしゃるとおり、本音を言うと、もうちょっと金額を高くして、もっと幅広く社会のニーズに応えたいなと思っているところはございます。やはりNPOとのつながりというのも重要だと認識しておりまして、今のメディア開発総研は結構、情報教育といいますか、リテラシー普及的なところとの付き合いが強みな会社でもございます。

ほかにも、例えばちょっと私が個人的に思っているのは、最近ほかの省庁でも似たような事業は結構始まってきておりまして、例えば法務省とか厚労省とか、結構いろいろな、例えばLINEを活用して相談を受け付けるといったような、結構似たような事業が始まってきておりますので、そういったところを受けている事業者とかにも相談しながら、ぜひ次年度はより幅広い観点から、ちょっと競争性が確保された上で、しっかり事業をしていただける人というのを見つけて、さらに安定した相談業務というのは続けていきたいなと思っていますところでございます。

以上です。

○稲生副主査 ありがとうございます。結構です。

○小松専門委員 よろしいですか。小松ですけれども、こういう事業というか業務で一番重要なのは、相談員の方がある程度スキルがないと務まらないだろうと思うんですけれども、相談員の確保、あるいは研修セミナーを実施したと書かれていますけれども、その辺の講師の方の資質みたいなものの確保というのは、何か工夫されていることがあるのでしょうか。

○中川課長補佐 そうですね。まず一番は、やはり何はともあれ研修をしっかりしていく

ことだと思っております、よくも悪くもメディア開発総研はかなりノウハウがたまってきたところですので、新しく相談員の方が入ってきた場合には、本当に分厚いマニュアルをしっかりとお渡しして、こういう場合はこうということで教育されているということです。今後は当然そのノウハウというのは引き継ぐこととしておりますので、競争性が確保されて、他の事業者に移ったとしても、そのマニュアルは引き継げるようにと我々は考えております。

あともう一つは、最近少し、ネットの相談といいますか、ネットの問題を解決するビジネスというのが結構ちらほら出てきているところがございますので、そういったスキルがある人たちを我々もちょっと活用していくというのは一つあり得るかなと思っております、そういう方たちに相談員になってもらうとか、そういうことも今後はあり得るのかなと考えてございます。

以上です。

○小松専門委員 ありがとうございます。事業の中身というか、構成を考えると、相談事業そのものを推進するというか、例えばインターネットの設備をそろえたり、それから相談ブース、ブースということはないかもしれませんが、専門家の方を確保するとか、そういう事務的な作業と実際に人に対応して相談を行うということと、これはちょっと性格が違うような気がしているんですね。そこがうまく分離できれば、逆に言うとノウハウの継承はうまくいくし、逆にほかの事業者も入りやすくなるということがあるかと思うので、これは、こういう仕事というのは非常に大事なんですけれども、対応する人のスキルの蓄積といいますか、その人を養成していくということがすごく大事だと思うので、その辺の工夫を今後少し考えていただければいいかなと思っておりますので、これは意見ですので、参考にしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○中川課長補佐 ありがとうございます。そうですね。やはり、先ほど先生方からNPOとの連携という話がございましたが、リテラシーを普及させるというようなNPOは、数は少ないのですが、ございます。そういう人たちとも連携しながら、相談員の質は確保していく。他方で、相談体制というのは、例えば私が申し上げたとおり、コールセンターの業務のノウハウがすごくある事業者もおりますので、そういった異なるスキルを持つ事業者をうまく組み合わせながら、先ほどコンソーシアムという言葉がありましたが、そういう形でうまく全体の相談体制というのをしっかり事業として作り上げた上で、我々も執行していきたいなと思っております。ありがとうございます。



○小松専門委員 それから、ちょっと細かいことですが、資料3-1の4ページの(3)のところ、上から4分の1ぐらいのところですか、何か……。

○総務省 はい。修正させていただきます。

○小松専門委員 よろしくお願ひします。ちょっと読んでいて分からなかったのです。

○事務局 はい。先ほど石田先生から御指摘いただいたアンケートの別紙2と合せてセットさせてもらいたいと思います。失礼しました。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 では、一部修正いただいて、各委員に御報告いただくことを前提として、事業の在り方については、いろいろ委員から御意見があったのですけれども、当該事業につきましては終了という方向で、先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(総務省総合通信基盤局電気通信事業部退室)

— 了 —